

レンタル車両 転倒損害基準

転倒損害基準とは・・・

- 軽度**・・・ [レバー、ミラー等の少額部品の交換を要する損傷。修理代が2万円までが目安。]
- 小度**・・・ [カウル、マフラー等の走行に支障がない交換不要な軽微な傷。部品代の50%までの破損程度。(500円玉3つまで)]
- 中度**・・・ [部品の破損程度が50%を越える損害で、部品交換が必要な修理。(500円玉3つ以上)]
- 重度**・・・ [全損。]

加修・補修とは・・・

- ◆割れの無い傷や凹みを指します。
- ◆直径2.5センチ(500円玉)を基準に、部品代金の30%をご請求します。



←この大きさを基準の1単位とし、1単位未満を30%とします。以降、1単位以上2単位未満は40%、2単位以上3単位未満は50%になります。

※50%以上は、交換になります。(左記“中度”以上)
※加修・補修の場合、工費のご請求はございません。

営業補償 (旧名称：休車補償)

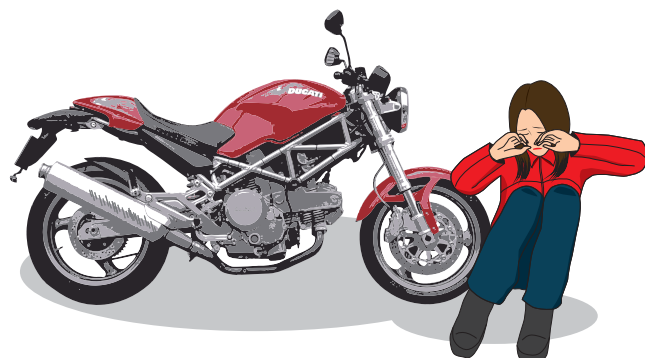
- ◆転倒損害基準が“中度”以上の場合にのみ適用します。
- ◆自走にて貸出店舗に返却した場合 >>> **¥20,000**
- ◆自走できなかった場合 >>> **¥50,000 + レッカー代**
※但し、車両損害状況により当社が金額を指定する場合がありますので、予めご了解ください。
※レッカー代は、無料分を超過した実費分とします。
※ミラーやウィンカー等、脱落したままでの走行は危険ですのでお控えください。
- ◆万が一、盗難に遭われた場合も、営業補償として **¥50,000** を請求させていただきます。
(免責金額(損害上限額の50%)とは別途ご請求)

全国统一工賃

- ◆部品交換が発生した場合、国産・外車問わず全国统一の工賃設定です。

>>> 全国统一工賃 **¥10,800/1時間**

- ◆交換の場合にのみ適用します。(加修・補修では対象外)



交換とは・・・

- ◆曲がり、割れ、破れを指します。
- ◆交換部品の全額と全国统一工賃を基に算出する工賃をご請求します。
- ◆“「加修・補修」しただけでは安全上問題がある”と判断できる部位は、「交換」とします。

<修理代金算出例>



軽度

- ◆次回の使用に支障があるので「交換」扱い
- ◆交換部品の価格が安価なので「軽度」
○ブレーキレバー交換 部品代金 ¥1,263
工賃 ¥10,800 × 0.1(工数) = ¥1,080
請求額 ¥2,343



小度

- ◆次回の使用に支障がないので「加修・補修」扱い
- ◆500円玉2枚分の範囲の傷なので、部品代の40%請求
○マフラー ¥62,316 → 40% → ¥24,926
○マフラーガード ¥3,294 → 40% → ¥1,317
請求額 ¥26,243



中度

- ◆次回の使用に支障があるので「交換」扱い
○サイレンサー ¥80,028 → 100% → ¥80,028
○交換工賃 ¥10,800 × 0.3(工数) → ¥3,240
- ◆滑走転倒で自走返却したので、営業補償 ¥20,000
請求額 ¥103,268

(車両補償に加入であれば、P-4区分の場合、免責金額の50,000円+20,000円の¥70,000の請求です。)

!! 1時間当たりの工賃を「レバレート」と言い、上記「全国统一工賃」に各メーカーが設定する「工数」をかけて「工賃」を算出します。
例えばHONDA CB400SF のレバー交換工数は「0.1」なので、工賃は
¥10,800 × 0.1 = ¥1,080
です。

!! 損傷箇所が複数ある場合は、合計金額を請求します。
(車両補償ご加入の場合は、免責金額以内で請求)